平成26年４月１日　環地温発第 1404013 号
改正　平成27年４月９日　環地温発第 1504098 号
改正　平成28年４月１日　環地温発第 1603301 号
改正　平成29年４月３日　環地温発第17040317号
改正　平成30年４月２日　環地温発第 1804023 号
改正　平成31年４月３日　環地温発第 1904033 号
改正　令和２年４月１日　環地温発第20040116号
改正　令和３年４月１日　環地温発第 2104016 号
改正　令和４年 １月24日　環地温発第 2201243 号
改正　令和４年４月１日　環地温発第 2203232 号
改正　令和５年３月28日　環地温発第 2303285 号
改正　令和６年３月28日　環地温発第24032822号
改正　令和７年４月１日　環地温発第 2504013 号
改正　令和８年４月１日　環地温発第 2604011 号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱

（通則）

第１条　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、第４条第２項各号に規定する事業実施者に対して、同条第１項各号に規定するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（再生可能エネルギーの技術開発又は利用及び省エネルギー又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換等を行うものに限る。）のための事業であり、かつ経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、当該事業実施者に対し、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものをいう。

二　「省エネルギー」とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化をいう。

三　「技術開発」とは、地球温暖化対策の分野において実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいい、これに付随する技術の開発及び調査研究、これらの技術の成果の普及及び関連情報の収集のための事業を含む。

（交付の対象等）

第４条　環境大臣（以下「大臣」という。）は、第２条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第１の第２欄において大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはしない。

一　地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

　将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO_2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは進展の速度が緩やかな技術の開発・実証を行う事業

二　メタノール燃料システム等の導入支援事業

　船舶分野におけるさらなるCO_2排出削減に資するメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO_2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援する事業

三　浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業）

　エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定を支援する事業

四　人工光合成を含むＣＣＵサプライチェーン構築事業

　地域でのＣＣＵ事業の事例形成、事業化のコスト低減、事例創出による波及を促進するために、自走に向かっているＣＣＵ技術・設備の導入を支援する事業（ＣＣＵ導入促進補助事業）並びに発電所・工場等の中小規模の二酸化炭素排出源を有する民間事業者等が、連携して地域内で炭素を循環させるCO_2地産地消型の事業モデルを確立するため、CO_2回収からＣＣＵ製品製造（合成燃料の製造を主とするものに限る）、地域での利活用までを含むＣＣＵサプライチェーンの構築に必要な実証（技術実証）を行う事業（地域での炭素循環事業モデル実証事業）

五　地域共生型潮流発電事業モデル構築事業

海底固定型潮流発電機について、これまでに検討してきたメンテナンス手法等を実践しながら長期間の運転を行い信頼性の検証とメンテナンス技術の確立及び経済性や収益性の評価に必要なデータを収集するための開発・実証を行う事業（海底固定型潮流発電機の長期信頼性検証事業）並びに浮体式潮流発電機について、我が国海域において導入、運用するために必要な一連の技術の確立及び経済性や収益性の評価に必要なデータを収集するための開発・実証を行う事業（浮体式潮流発電機の運用確立事業）

六　データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業

デジタル技術や生成ＡＩ活用により需要拡大が見込まれるデータセンター等のデジタル基盤の省CO_2化に資する新しい環境配慮技術の開発・実証を行う事業

2　前項各号の事業に係る補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、それぞれ次に掲げる者とする。

一　前項第一号及び第六号の事業

ア　民間企業

イ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ウ　一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人

エ　法律により直接設立された法人

オ　その他大臣が適当と認める者

二　前項第二号、第四号及び第五号の事業

ア　民間企業

イ　その他大臣が適当と認める者

三　前項第三号の事業

ア　地方公共団体(都道府県・市町村・特別区)

イ　民間企業

ウ　その他大臣が適当と認める者

3　第１項各号の事業を２以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。なお、代表事業者は、第１項各号の事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。ただし、第１項第一号、第二号、第四号、第五号、第六号の事業において、共同事業者が代表事業者と連帯して責任を負う場合は、当該共同事業者が当該事業に係る船舶（同項第二号事業の場合）、補助対象財産（同項第一号、第四号、第五号、第六号事業の場合）を所有することを妨げない。

4　第１項第一号及び第六号の事業を２以上の事業者が共同で実施する場合には、個人で技術開発を実施する者を共同事業者とすることができる。

5　第１項第三号の事業を２以上の事業者が共同で実施する場合には、次に掲げる者を共同事業者とすることができる。

ア　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
イ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人
ウ　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
エ　法律により直接設立された法人

６　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等並びに第１項第一号及び第六号の事業のうち既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。

７　第１項各号の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第５条　この補助金の交付額は、次の各項に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して第６条に定める手続により交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

２　前条第１項第一号、第三号及び第六号の事業

一　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二　別表第１の第２欄に掲げる補助対象経費と第３欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第２を参照すること。

三　前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に、２分の１を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

３　前条第１項第二号の事業

一　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二　別表第１の第２欄に掲げる補助対象経費と第３欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第２を参照すること。

三　前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に４分の１（ただし、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）に供される総トン数 6,500 トン未満の中小型船舶を対象とする場合は２分の１）を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４　前条第１項第四号の事業

一　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二　別表第１の第２欄に掲げる補助対象経費と第３欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第２を参照すること。

三　ＣＣＵ導入促進補助事業については、前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に、３分の１（補助事業者が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業等の場合は２分の１）を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

四　地域での炭素循環事業モデル実証事業については、第二号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に、３分の２を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

５　前条第１項第五号の事業

一　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二　別表第１の第２欄に掲げる補助対象経費と第３欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第２を参照すること。

三　前号で選定された額と、第一号により算出された額とを比較して少ない方の額に、３分の２を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　申請者は、様式第１による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第２による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

（交付の決定の通知）

第８条　大臣は、第６条の規定による交付申請書又は前条第１項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは交付決定又は変更交付決定を行い、様式第３による交付決定通知書又は様式第４による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

２　第６条の規定による交付申請書又は前条第１項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

３　大臣は、第５条第１項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助

金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第９条　補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一　補助事業事務の全部若しくはその主たる部分（別表第２第一欄の事務費の区分欄の合計額の 50%を超えるものいう）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。

二　補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、様式第５による第三者委託等報告書により大臣に報告しなければならない。ただし、第６条の規定による交付申請時に当該第三者を含んだ補助事業の実施体制を示している場合はこの限りでない。

三　補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

四　次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第６による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第７条に定める手続によるものとする。

ア　補助事業に要する経費の配分（別表第２の第１欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の 15%以内の変更を除く。

イ　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

五　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第７による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

六　補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第８による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

七　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第９による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

八　補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併･分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第 10 による名称変更等報告書により大臣に報告しなければならない。

九　補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第 11 による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）

の属する年度の終了後５年又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後５年又は第十五号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

十　大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査させ報告を求めることができる。

十一　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 12 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。）。

十二　大臣は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十三　大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十四　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十五　補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第 13 による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に環境省補助事業により取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。財産処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年５月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。

以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。なお、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣による納付指示のなされた日から 20 日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十六　補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

十七　補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十八　補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。

十九　補助事業者は、補助事業者又は前号に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して 10 日以内に、その旨を大臣に届け出なければならない。

２　補助事業者は、第８条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

３　大臣が第 13 条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一　大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三　大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影

響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4　第２項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規定に基づき、大臣が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条　申請者は、第８条第１項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に大臣に書面をもって取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第 11 条　大臣は、第９条第七号の規定及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2　大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに様式第 14 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。なお、第９条第１項第十五号に定める様式第 13 による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2　補助事業の実施期間内において国の会計年度（毎年４月１日から翌年の３月 31 日までの期間）が終了したときは、翌年度の４月 30 日までに様式第 15 による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3　補助事業者が第１項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

4　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、第５条第１項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 16 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、20 日以内の期限により難い場合には、額の確定の通知の日から 90 日以内で大臣が別に定める日以内とすることができる。

４　大臣は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 14 条　補助金は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 17 による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 15 条　大臣は、第９条第１項第五号の補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条第１項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一　補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣の処分若しくは指示に従わない場合

二　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。

五　補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、第１項第一号から第三号の規定による交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日

までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4　第 13 条第３項（ただし書を除く。）及び第４項の規定は、第２項に基づく補助金の返還において準用する。

（交付申請等の方法等）

第 16 条　補助事業者は、第６条の規定に基づく交付の申請、第７条第１項の規定に基づく変更交付の申請、第９条第１項第二号の規定に基づく第三者委託等の報告、同項第四号の規定に基づく計画変更の申請、同項第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第六号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第七号の規定に基づく状況報告、同項第八号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十一号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十五号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第 14 条第２項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の２の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

2　大臣は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

3　補助事業者は、交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる 。

（情報管理及び秘密保持）

第 17 条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

　なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3　本条の規定は補助事業完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第 18 条　補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、第４条第１項第一号及び第三号から第六号の事

業の補助金の交付に関するその他必要な事項は環境省地球環境局長が、第４条第１項第二号の事業の補助金の交付に関するその他必要な事項は環境省水・大気環境局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

１．この要綱は、平成 27 年４月９日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、平成 27 年度予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、平成 28 年度予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成 29 年４月３日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、平成 29 年度予算に係る補助金から適用し、平成 28 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成 30 年４月２日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、平成 30 年度予算に係る補助金から適用し、平成 29 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、平成 31 年４月３日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、平成 31 年度予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、令和２年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
２．この要綱による改正後の規定は、令和３年度予算に係る補助金から適用し、令和２

年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和４年１月 24 日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和３年度補正予算に係る補助金から適用し、令和３年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和４年度予算に係る補助金から適用し、令和３年度補正予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和５年度予算に係る補助金から適用し、令和４年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和６年度予算に係る補助金から適用し、令和５年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和７年度予算に係る補助金から適用し、令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

１．この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２．この要綱による改正後の規定は、令和８年度予算に係る補助金から適用し、令和７年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員という。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第１

１　事業区分	２　補助対象経費	３　基準額
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額
メタノール燃料システム等の導入支援事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	
浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	
人工光合成を含むＣＣＵサプライチェーン構築事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	
地域共生型潮流発電事業モデル構築事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	
データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	

別表第２　第４条第１項第一号から第六号の各事業に係る補助対象経費

１　区分	２　費目	３　細分	４　内容
工事費	本工事費	（直接工事費） 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の両省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）））
		（間接工事費） 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、

			④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入、借料並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、

			試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第３に定めるものとする。 事務費は、第４条第１項第三号の事業を除き、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区分	率
1	5,000 万円以下の合計金額に対して	６．５％
2	5,000 万円を超え１億円以下の合計金額に対して	５．５％
3	１億円を超える合計金額に対して	４．５％

別表第３

１　区分	２　費目	３　細目	４　細分	５　内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・期末の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
			雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借

				料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。